

介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分

	サービスの種類	「介護給付費等支払決定額内訳書」の印字	計上区分		
			社会保険分の医療収入	その他の収入	
指定居宅サービス	訪問介護予防訪問介護（ホームヘルプ）	訪問介護予防訪問介護		○	
	訪問入浴介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護予防訪問入浴介護		○	
	訪問看護予防訪問看護	訪問看護予防訪問看護	○		
	訪問リハビリテーション介護予防訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション介護予防訪問リハビリテーション	○		
	通所介護予防通所介護（デイサービス）	通所介護予防通所介護		○	
	通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）（デイケア）	通所リハビリテーション介護予防通所リハビリテーション	○注	○注	
	福祉用具貸与介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与介護予防福祉用具貸与		○	
	（短期入所施設）	短期入所生活介護介護予防短期入所生活介護	短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）		○
		短期入所療養介護介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）	短期入所老健施設介護予防短期入所老健施設	○注	○注
		短期入所療養介護介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	短期入所医療施設介護予防短期入所医療施設	○注	○注
	居宅療養管理指導介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導介護予防居宅療養管理指導	○		
	特定施設入居者生活介護介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設生活介護介護予防特定施設介護		○	
指定居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援		○	
指定施設サービス等	介護福祉施設サービス（特別養護老人ホーム）	介護福祉施設		○	
	介護保険施設サービス（老人保健施設）	介護保険施設	○注	○注	
	介護療養施設サービス（療養病床等）	介護医療施設	○注	○注	
地域密着型サービス	グループホーム他 小規模多機能型居住介護	種々		○	

（注）平成17年10月より全額自己負担となった居住費・食費（食材費と調理費）・滞在費は「その他収入」です。また利用者の負担軽減のために介護保険から支給される「特定入所者介護サービス費」・「特定入所者支援サービス費」も「その他収入」です。